

1<出席停止について>

学校内で感染力の強い病気が広がることを防ぐため、「学校保健安全法」により出席停止になる病気が定められています。

病名	期間の基準
※インフルエンザ (第2種)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
※百日咳 (第2種)	特有の咳が消えるまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
※麻疹 (第2種)	解熱した後3日を経過するまで
※流行性耳腺炎 (第2種)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
※風しん (第2種)	発しんが消失するまで
※水痘 (第2種)	すべての発しんが痂皮化するまで
※咽頭結膜熱 (第2種)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核 (第2種)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎 (第2種)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 など (第3種)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

◎これらの病気にかかった時は、担任まで必ずお知らせください。

◎※がついた感染症については、平成27年4月1日より、出席停止後登校するにあたって、神戸市内で統一した登校許可書を提出していただくことになりました。なお、この登校許可書については、神戸市医師会のご協力のもと文書料が原則無料となっております。

2<忌引きについて>

死亡された方	日 数
1 親等の血族(父母または事実上これと同等の事情のある者)	7 日以内
2 親等の血族(祖父母、兄弟姉妹)	5 日以内
3 親等の血族(曾祖父母、父母の兄弟姉妹)	3 日以内

喪に服するため旅行する必要がある場合には、その往復に要する日数を加算することができます。